

基労補発第 0728001号
平成15年7月28日

都道府県労働局

総務部（労働保険徴収部）長
労働基準部長
殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

法人の代表者等に対する健康保険の取扱いの
変更に伴う対応について

法人の代表者及びその他の役員（以下「代表者等」という。）に対する健康保険の取扱いについては、平成15年7月3日付け基労補発第0703001号により通知したところであるが、おって通知することとしていた同年7月1日付け保発第0701001号・庁保発第0701001号「法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について」の記の2に係る対応については、下記のとおりであるので適切に対応されたい。

記

法人の代表者等の傷病について健康保険に請求がなされた事案のうち、地方社会保険事務局における調査の過程において、請求人からの申告のみでは当該請求人が労災保険の特別加入者であるか否かが不明確である場合等については、地方社会保険事務局から都道府県労働局に対して、当該請求人が労災保険の特別加入者であるか否かを確認するための照会がなされる場合がある。

この場合には、都道府県労働局において特別加入者名簿により当該請求人が特別加入者であるか否かを確認の上、その有無を回答すること。



(参 考)

保発第 0701001 号
庁保発第 0701001 号
平成 15 年 7 月 1 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

社会保険庁運営部長
(公印省略)

法人の代表者等に対する健康保険の保険給付について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）は、業務外の事由による疾病等に関して保険給付を行うこととされているため、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病は、健康保険の給付対象とならない。

一方、法人の代表者又は業務執行者（以下「代表者等」という。）は、原則として労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当しないため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく保険給付も行われない。

しかしながら、極めて小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等については、その事業の実態が個人の事業所と大差ないと考えられること等を踏まえ、当面の暫定的な措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に当たり遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 健康保険の給付対象とする代表者等について

被保険者が 5 人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険による保険給付の対象とすること。

2 労災保険との関係について

法人の代表者等のうち、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められる者であって、これによりその者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関し労災保険による保険給付が行われてしかるべき者に対しては給付を行わないこと。

このため、労働者災害補償保険法の特別加入をしている者及び法人の登記簿に代表者である旨の記載がない者の業務に起因して生じた傷病に関しては、労災保険による保険給付の請求をするよう指導すること。

3 傷病手当金について

業務遂行上の過程において業務に起因して生じた傷病については、法人の代表者等は、事業経営につき責任を負い、自らの報酬を決定すべき立場にあり、業務上の傷病について報酬の減額等を受けるべき立場にないことから、法第108条第1項の趣旨にかんがみ、傷病手当金を支給しないこと。

4 適用について

本通知は、本日以降に発生した傷病について適用すること。

〔 写送付先 社 会 保 険 事 務 所 長
地方社会保険事務局事務所長 〕